「京都花山天文台の将来を考える会」  
ご入会のお誘い

　京都大学大学院理学研究科附属花山天文台は、1929年の設立以来、日本の天文学研究の拠点として各方面にわたり多大な成果を生み、また、日本のアマチュア天文学界の発展にも大いに貢献してきました。殊に、火星観測や太陽観測研究においては顕著な功績をあげてきております。今後は、研究用の天体観測所から、子供や市民の教育学習施設への転換をはじめ、有人宇宙学の開拓拠点や産業振興の拠点としての活用が大いに期待されています。

　「京都花山天文台の将来を考える会」は、花山天文台を永く将来にわたって存続させ活用していくための、様々な事業を行うことを目的として設立された会です。具体的には、将来構想の策定支援、花山天文台における見学会・観望会支援、講演会や会員親睦会などの開催を行っていきます。会の趣旨をご理解いただき、ご入会いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

「京都花山天文台の将来を考える会」代表　尾池和夫

* 会員の方へは、花山天文台からお知らせを送りするとともに、会員交流の場を設けます。将来の天文台の発展についてのご意見・アイディアなどをご提案ください。会員の特典については別紙や当会のホームページ（http://www.kwasan.kyoto/）を御覧ください。
* ご記入いただいた入会申込書は係の者にお渡しいただくか、以下までご郵送ください。もしくは、申込必要事項をメールでお送りください。
* 入会申込書受付後、年会費納入方法等についてご連絡差し上げます。
* 本会からの連絡は原則として電子メールで行います。郵送連絡をご希望の方は、電子メール欄にその旨ご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 問い合わせ・入会申込書郵送先 | 「京都花山天文台の将来を考える会」事務局  〒607-8471 京都市山科区北花山大峰町 京都大学花山天文台内  電子メール : info@kwasan.kyoto  ※現在、お電話でのお問い合わせには対応できておりません。何卒ご了承ください。 |

切り取り線

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 「京都花山天文台の将来を考える会」入会申込書 | | | | | |
| 氏名・団体名 |  | | | | |
| （ふりがな） | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| 電子メール |  | | | | |
|  | ※電子メールをお持ちでない方、郵送連絡をご希望の方は、住所もしくはFAXをご記入ください。 | | | | |
|  | 住所 | 〒 | | | |
|  | ＦＡＸ |  | | | |
| 会員種別 | 一般会員（年会費 一口 3,000円以上）  ◯ | | | 賛助会員（年会費 一口 30,000円以上）  ◯ | |
| 賛同人としてのお名前の公表 | | | 同意する  ◯ | | 同意しない  ◯ |

「京都花山天文台の将来を考える会」会則

（名称）

第１条 本会は、京都花山天文台の将来を考える会、と称する

（所在地）

第２条 本会の所在地を、京都市山科区北花山大峰町　京都大学花山天文台内に置く。

（目的）

第３条 本会は、花山天文台を永く将来にわたって存続させ活用していくための、様々な事業を行うことを目的とする。具体的には、将来構想の策定支援、花山天文台における見学会・観望会支援、講演会や会員親睦会などの開催を行う。

（会員）

第４条 会員とは、前項の目的に賛同してこの会則を承諾し、事務局の承認を受けた上で、会費を納入する者をいう。当会の会員は、次の２種とする。(1)一般会員 当会の目的に賛同して入会する個人 (2)賛助会員 当会の目的に賛同して、当会を支援する個人及び団体

（年会費）

第５条 年会費は、一般会員一口3,000円以上、賛助会員一口30,000円以上とする。

２ 納入された年会費はいかなる理由があっても返金しない。

３ 年会費の有効期限は入会から1年間とし、有効期限の3か月前から3か月後まで更新を受け付ける

（会員の特典）

第６条 会員は以下の特典を有する。  
・年１回の会員の交流会に参加できる。  
・二口以上の一般会員は観望会に優先的に招待される。  
・賛助会員は、会が関係する全イベントに招待される（同伴者含む）。  
・その他、別紙に記載された会員活動に参加できる。

（運営）

第７条 本会運営のために、拡大発起人会及び事務局を置く。

２ 拡大発起人会は会の運営の方針を定める。

３ 拡大発起人会は１名の代表及び１名の副代表を置く。

４ 代表が拡大発起人会議を招集し、議長を指名する。

５ 副代表は代表を補佐し、代表に事故がある時はその職務を代行する。

６ 事務局は会の事務を統括する。

（総会）

第８条　会計年度終了後3ヶ月を目処に会員総会を開き、事業・決算報告を行う。

（届出事項の変更等）

第９条　会員は、氏名、住所等に変更が生じた場合には、すみやかに事務局に届け出る。

（退会等）

第１０条　会員は、申告によりいつでも退会できる。また会員の有効期限が過ぎた場合は退会したものとみなす。

（会則の変更）

第１１条　本会は、この会則を変更する場合、更新時に会員に通知する。

（設立年月日）

第１２条　本会の設立年月日は平成29年1月1日とする。

（会計年度）

第１３条　会計年度は4月1日から3月31日までとする。

（附則）

この会則は平成29年1月1日から適用する。初年度のみ、会計年度は平成29年1月1日から平成30年3月31日とする。

別紙

花山天文台の将来を考える会会員の活動について

１. 花山天文台に関係する天文学・宇宙科学の広報に協力する。例えば、系外惑星データベースExoKyotoの署名入り解説記事の執筆に協力できる。

２. 花山天文台の写真や訪問レポートを会のホームページに掲載する。

３. 当会のホームページへの広告掲載（30,000円～）に割引料金（一割引）が適用される。

４. その他、花山天文台を応援する活動（観望会の開催、天文台グッズの企画・開発・販売など）に参加する。